別表を次のとおり改める。

別表

| 補助金等の名称 | 処分を制限する財産の名称等 | | | 処分制限期間 |
|---|---|---|---|---|
| | 種類 | 構造又は用途 | 細目 | |
| 外国船舶油等防除対策費補助金 | 建物 | 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの | 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの | 五〇年 |
| | | | 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの | 四七年 |
| | | | 病院用のもの | 三九年 |
| | | | 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの | 三八年 |
| | | | 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの | 三八年 |
| | | | その他のもの | 三八年 |
| | | | その他のもの | 三八年 |
| 低公害車普及促進対策費補助金 | | | | |
| 高効率船舶等技術研究開発費補助金 | | | | |
| 鉄道施設安全対策事業費補助金 | | | | |
| 踏切保安設備整備費補助金 | | | | |
| 東日本大震災鉄道施設災害復旧費補助金 | | | | |
| 鉄道防災事業費補助 | | | | |
| 鉄道施設総合安全対策事業費補助 | | | | |
| 広域物資拠点施設整備費補助金 | | れんが造、石造又はブロック造のもの | 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの | 四一年 |
| 整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金 | | | 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの | 三八年 |
| 整備新幹線整備事業費補助 | | | 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの | 三四年 |
| 災害復旧事業費補助金 | | | 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの | 三四年 |
| 幹線鉄道等活性化事業費補助 | | | その他のもの | 三四年 |
| 都市鉄道利便増進事業費補助 | | | その他のもの | 三四年 |
| 地下高速鉄道整備事業費補助 | | | | |
| 鉄道駅総合改善事業費補助 | | 金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。） | 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの | 三八年 |
| 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（中古車両を購入した場合を除く。） | | | 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの | 三四年 |
| 海上交通低炭素化促進事業費補助金（低炭素型中古船舶代替事業を除く。） | | | 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの | 三一年 |
| 海事産業関連技術研究開発費補助金 | | | 旅館用、ホテル用又は病院用のもの | 二九年 |
| 鉄道技術開発費補助金 | | | 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの | 三四年 |
| 観光圏整備事業費補助金 | | | その他のもの | 三一年 |
| 自動車事故対策費補助金 | | | その他のもの | 三一年 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。） | 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの | 三〇年 |
| | | | 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの | 二七年 |
| | | | 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの | 二五年 |
| | | | 旅館用、ホテル用又は病院用のもの | 二四年 |
| | | | 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの | 二四年 |
| | | | その他のもの | 二四年 |
| | | 金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。） | 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの | 二二年 |
| | | | 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの | 一九年 |
| | | | 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの | 一九年 |
| | | | 旅館用、ホテル用又は病院用のもの | 一七年 |
| | | | 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの | 一七年 |
| | | | その他のもの | 一七年 |
| | 木造又は合成樹脂造のもの | | 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの | 二四年 |
| | | | 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの | 二二年 |
| | | | 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの | 一七年 |
| | | | 旅館用、ホテル用又は病院用のもの | 一七年 |
| | | | 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの | 一七年 |
| | | | その他のもの | 一五年 |
| | 木骨モルタル造のもの | | 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの | 二二年 |
| | | | 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの | 二〇年 |